

福山市中央斎場・福山市西部斎場・福山市神辺斎場
指定管理者募集要項

2025年(令和7年)7月

福山市市民局市民部市民生活課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	公の施設の概要	1
3	管理運営に関する基本事項	3
4	指定管理者が行う業務	3
5	指定管理者の管理の基準	3
6	利用料金制	3
7	自主事業	3
8	指定期間	3
9	募集に関する事項	4
10	申請資格	5
11	提出書類	6
12	指定管理料	7
13	指定申請に当たっての留意事項	7
14	審査及び選定に関する事項	8
15	業務を実施するに当たっての留意事項	8
16	その他	9
17	問い合わせ先及び申請書類提出先	10

1 指定管理者制度の趣旨

2003年(平成15年)6月に地方自治法(昭和22年法律第67号)が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と効率的な管理運営を図ることを目的として「指定管理者制度」が創設されました。

福山市では、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、福山市中央斎場、福山市西部斎場、福山市神辺斎場(以下「福山市3斎場」という。)について火葬を支障なく行うため、指定管理者を募集し、効果的で効率的な管理運営について創意工夫のある提案を求めるものです。

〔参考：根拠法令等〕

*地方自治法第244条の2(第1、2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

*福山市斎場条例

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、斎場の管理を、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(第2項省略)

2 公の施設の概要

2-1

(1) 施設の名称

福山市中央斎場

(2) 施設の概要

ア 所在地 福山市奈良津町一丁目17番1号

イ 開設年月日 1984年(昭和59年)4月1日

ウ 施設の規模等 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 2,770.59㎡

火葬炉 大型炉1基、普通炉11基、胞衣炉1基

※詳細は別紙参照 [別紙①]

エ 現在の管理方法 ふくやま斎苑管理グループ(代表者イーグリス・グループ有限責任事業組合)が指定管理者として施設の管理を行っています。

オ 利用状況等

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
年間火葬件数	3,691件	4,180件	4,100件	4,257件
葬祭会館使用 件数	19件	15件	21件	22件

2-2

(1) 施設の名称

福山市西部斎場

(2) 施設の概要

ア 所在地 福山市金江町藁江字茶臼山7604番地2

イ 開設年月日 1999年（平成11年）4月1日

ウ 施設の規模等 鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建

延床面積 1,864.63㎡

火葬炉 大型炉4基、胞衣炉1基（予備スペース2基分）

※詳細は別紙参照 [別紙①]

エ 現在の管理方法 ふくやま斎苑管理グループ（代表者イーグリス・グループ有限責任事業組合）が指定管理者として施設の管理を行っています。

オ 利用状況等

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
年間火葬件数	721件	737件	646件	764件
葬祭会館使用 件数	34件	31件	23件	31件

2-3

(1) 施設の名称

福山市神辺斎場

(2) 施設の概要

ア 所在地 福山市神辺町字上御領2906番地

イ 開設年月日 2011年（平成23年）10月1日

ウ 施設の規模等 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 1,261.36㎡

火葬炉 大型炉2基（予備スペース2基分）

※詳細は別紙参照 [別紙①]

エ 現在の管理方法 ふくやま斎苑管理グループ（代表者イーグリス・グループ有限責任事業組合）が指定管理者として施設の管理を行っています。

オ 利用状況

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
年間火葬件数	503件	603件	493件	532件

3 管理運営に関する基本事項

- (1) 市民の平等な利用を確保すること。
- (2) 市民サービスの向上を図ること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮すること。
- (4) 施設の管理経費の縮減を図ること。
- (5) 利用者等の個人情報을適正に取り扱うこと。

4 指定管理者が行う業務(福山市斎場条例(昭和41年条例第46号)第10条)

- (1) 死体の火葬に関する業務
- (2) 手術肢体、胎盤、産汚物類の焼却に関する業務
- (3) 霊安室、待合室及び葬祭会館の使用に関する業務
- (4) 入場の拒否及び退場の命令に関する業務
- (5) 斎場の施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務

※使用許可は市長が行うが、中央斎場の有料待合室の当日利用に係る使用許可は指定管理者が行う。

※具体的な内容については、「福山市中央斎場・福山市西部斎場・福山市神辺斎場管理運営業務仕様書」によるものとする。

5 指定管理者の管理の基準(福山市斎場条例第11条)

- (1) 指定管理者は、指定管理者が行う業務(4(5)を除く業務)を誠実に行うこと。
- (2) 斎場の施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務を善良な管理者の注意をもって行うこと。
- (3) 指定管理者が斎場の管理のために行う指示は、指定管理者が行う業務に必要な範囲内であること。
- (4) 指定管理者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、必要事項を記載し、これを保存すること。

6 利用料金制

利用料金制は、採用しません。

7 自主事業

市と協議の上、実施できるものとしますが、自主事業の収入は指定管理料(市が支払う指定管理業務に係る委託料をいう。以下同じ。)とは別会計とし、斎場利用者の利便性を図る事業に充てるものとします。

8 指定期間

2026年(令和8年)4月1日から2031年(令和13年)3月31日までの5年間(予定)。

ただし、この期間は、市議会の議決により確定することになります。また、管理

を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

9 募集に関する事項

(1) 募集要項等の配布

- ・配布日時：2025年（令和7年）7月29日（火）から8月15日（金）まで
（土、日、祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
- ・配布場所：福山市市民局市民部市民生活課（福山市役所本庁舎1階）
※市のホームページにも掲載します。

(2) 現地説明会の開催

指定管理者の業務、指定申請の方法、現場の状況等について、説明会を開催します。

指定申請を行おうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は出席してください。申込みは、共同企業体を結成して指定申請する場合でも、法人等毎に法人等の名称、所在地、代表者名、参加者名（2名以内）、電話番号、電子メールアドレスを明記（任意様式）の上、ファクシミリ又は電子メールのいずれかでお申し込みください。なお、現地説明会への出席は、必須とします。

・開催日程：

- 中央斎場 2025年（令和7年）8月19日（火）午前9時30分から
- 西部斎場 2025年（令和7年）8月20日（水）午前9時30分から
- 神辺斎場 2025年（令和7年）8月20日（水）午後3時30分から

・会場：各斎場敷地内

- ・申込受付期限：2025年（令和7年）8月15日（金）午後5時15分まで

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。質問に対する回答は、現地説明会に参加した法人等全員に対して電子メール等で行います。

- ・受付期限：2025年（令和7年）8月27日（水）午後5時15分まで
- ・受付方法：質問の趣旨を簡潔にまとめて（任意様式）、法人等の名称、所在地、代表者名、質問者名、電話番号、電子メールアドレスを明記の上、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで送付してください。
また、ファクシミリ又は電子メールの未到着を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。なお、電話や口頭等による質問には回答いたしません。

- ・回答日：2025年（令和7年）9月4日（木）

(4) 提出書類等

ア 公募参加表明書

提出期限：2025年（令和7年）8月27日（水）午後5時15分まで

提出書類：指定管理者公募参加表明書兼誓約書（様式4）

提出方法：持参又は郵送により受け付けます。（郵送の場合は、書留、配達記録等により、2025年（令和7年）8月27日（水）必着とし

ます。)

指定管理者公募参加表明書兼誓約書の提出は、必須とします。

イ 指定管理者指定申請書等

指定申請書等は、持参又は郵送により受け付けます。

〔持参の場合〕 2025年（令和7年）9月4日（木）から9月18日（木）までの（土、日、祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までに福山市市民局市民部市民生活課（福山市役所本庁舎1階）へ持参してください。

〔郵送の場合〕 書留、配達記録等により、2025年（令和7年）9月18日（木）必着とします。

(5) 面接の実施

申請内容について、面接（申請者による提案説明）を実施します。詳細な日時や場所については、すべての申請者に連絡します。

(6) 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、2025年（令和7年）10月下旬（予定）に、すべての申請者に郵送で通知し、その後に公表します。

(7) 協定内容の協議

指定管理者の候補者の選定後、協定の締結に向けて、市と当該候補者とで協定の内容について協議を行います。

(8) 指定管理者の指定

市は、選定した候補者を指定管理者として指定することについて市議会の議決を経た後に、当該候補者を指定管理者として指定します。

市議会への提案は、2025年（令和7年）12月定例会を予定しています。指定する法人等に対しては指定管理者指定書により、指定をしない法人等に対しては指定管理者不指定通知書により通知します。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が指定申請等のために支出した費用については、当該候補者の負担となります。

(9) 協定の締結

市が指定した指定管理者と市との間で、指定管理業務（指定管理者が行う公の施設の管理業務をいう。以下同じ。）について協定を締結します。

協定は、指定期間全体に及ぶ基本協定と、年度ごとの事業内容、指定管理料の金額等について定める年度協定を予定しています。

10 申請資格

- (1) 民間事業者その他の団体（NPO法人、市民団体等）が対象で、法人格の有無は問いません。ただし、個人は対象となりません。
- (2) 共同企業体を結成して指定申請を行う場合は、応募に関する事務をすべて当該共同企業体の代表者を通じて行わなければなりません。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体すべての構成員に対して行ったものとみな

します。

- (3) 福山市3斎場を一括して管理することができること。
- (4) 自治体の火葬施設で5年以上、管理運営業務を行った実績を有すること。（共同企業体の場合、構成する会社等のうち1社でも該当すれば申込資格を有することとします。）
- (5) 緊急時に迅速な対応が可能な体制を有すること。
- (6) 団体（役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、任意の団体の場合は代表者及び法人の場合と同様の責任を有する者をいう。）を含む。）が、次のいずれにも該当していないこと。

なお、共同企業体の場合、構成する会社等のうち1社でもア～オに該当する場合は、当該企業体は選定の対象外とします。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生の手続をしていること。

エ 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であること。

オ 税（消費税及び地方消費税並びに市税）を滞納していること。

1.1 提出書類

指定申請をする法人等は、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1） 正本1部 副本9部
- (2) 事業計画書（様式2） 正本1部 副本9部

※書式は自由とするが、具体的かつ詳細に記載すること。

※事業計画書へ記載する項目及び記載内容については、[別紙②]を参照してください。

- (3) 添付書類 正本1部 副本9部

- ・収支予算書（様式3-1 指定期間に属する各年度の公の施設の管理に係るもの）
- ・収支予算内訳書（様式3-2）
- ・定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当すると市長が認める書類）
- ・法人の登記事項証明書又はその写し
- ・指定申請の日の属する事業年度の前事業年度の法人等の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、損益計算書及び財産目録。ただし、指定申請の日の属する事

業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録とする。

- ・ 指定申請の日の属する年度の法人等の事業計画書及び収支計画書
- ・ 自治体の火葬施設での火葬業務の実績が分かるもの
- ・ 役員名簿
- ・ 納税証明書（消費税及び地方消費税並びに市税の納税証明書：発行されて3か月以内のもの）
- ・ 法人等の概要書（パンフレット等書式は自由。組織・運営、事業概要・事業実績が分かるもの）

1 2 指定管理料

(1) 上限額

指定管理料（5年分）の上限額は、燃料費（ガス代、灯油代、電気代）を除き594,373千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。上限額を超える額を提示した場合は、失格とします。

(2) 指定管理料の支払い

指定申請の際に提示された金額をもとに、金額、支払時期等について、市と指定管理者との間で協議の上、予算の範囲内で単年度ごとに協定で定めます。ただし、燃料費（ガス代、灯油代、電気代）については、市の指定する額で指定管理料に盛り込みます。取り扱い[別記]「指定管理料の燃料費の取り扱い仕様書」のとおりとします。

(3) 会計の管理

指定管理者は、指定管理業務に係る経理事務を行うに当たり、法人等の経理から分離し、別に経理区分を設けて収支を明らかにしてください。

(4) 修繕の取扱い（仕様書4ページ参照）

施設、設備等の修繕は、指定管理者が直接修繕できる程度のものについては、指定管理者の負担において行うこととします。

天災や老朽化等による修繕の経費は、市が負担するものとします。（修繕等の原因が指定管理者又は施設利用者等の責に帰すべき事由がある場合を除く。）

市又は指定管理者のいずれが負担すべきか明確でないものについては協議の上、それぞれの負担額を決定するものとします。

(5) 責任分担の考え方

詳細は、協定を締結する際に定めますが、[別紙③]を参考にしてください。

1 3 指定申請に当たっての留意事項

(1) 次に該当する場合は、指定管理者の候補者の選定の対象から除外します。

- ・ 指定申請書の提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微なものについては、面接の際に訂正を認めることがあります。）
- ・ 申請書類に虚偽の記載があった場合

- ・申請書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - ・指定申請に際して不正な行為があった場合
- (2) 申請書類は、原則としてA4判縦型として提出してください。（大きいものはA4判に折ってください。）
- (3) 本市が提供する資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (4) 申請書類の著作権は、申請者に帰属することとしますが、公表等の必要がある場合に、市は利用できることとします。
- (5) 1団体（企業）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

1 4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定の方法

指定管理者の候補者の選定は、福山市市民局指定管理者選定委員会において、事業計画書や面接（申請者による提案説明）に基づく審査を行い、総合的に判断し、決定します。

(2) 申請内容の審査項目

審査項目と配点は、[別紙④]のとおりです。基準点を満たさない場合は、選定対象外となります。

1 5 業務を実施するに当たっての留意事項

(1) 事業報告・業務報告等

ア 福山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第59号。以下「指定手續条例」という。）第5条の規定により、毎年度終了後に事業報告を提出していただきます。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定により、管理業務又は経理等の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(2) 指定の取消し及び管理業務の停止

地方自治法第244条の2第11項の規定により、市の必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(3) 個人情報の保護と情報公開

ア 指定管理業務上指定管理者が保有することとなる個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正な管理を行ってください。

イ 指定管理業務に関して指定管理者が作成した文書は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）の適用を受ける「公文書」として取り扱うこととな

りますので、同条例に規定する責務等を理解した上で、適正な管理を行ってください。

- (4) 福山市斎場条例に規定する指定管理者が行う業務以外に施設を使用する場合の取扱い（目的外使用）

自動販売機、公衆電話などを設置する場合は、市に目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。

- (5) 指定管理者に貸与する備品は[別紙⑤]のとおりです。

16 その他

- (1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、福山市3斎場の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、市が指定管理者に対し、事前に書面で通知することにより指定の取消しができるものとします。次期指定管理者が円滑かつ支障なく、福山市3斎場の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

- (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は、誠意を持って協議するものとします。
- (3) 地方自治法、福山市斎場条例及び同条例施行規則の内容を十分に理解し、それらの規定に基づいた運営を行ってください。
- (4) 公の施設であることを念頭に、特定の団体等に有利又は不利になることのないよう、公平な運営を行ってください。
- (5) 市、市民、関係団体、官公庁等との連携を図った運営を行ってください。
- (6) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、あらかじめ市と協議してください。
- (7) この募集要項、仕様書及び指定後締結する協定書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、市と協議し決定することとします。

17 問合せ先及び申請書類提出先

福山市市民局市民部市民生活課（福山市役所本庁舎1階）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市中央斎場・福山市西部斎場・福山市神辺斎場指定管理者募集要項

電 話 084-928-1069 (直通)

ファクシ 084-928-2846

電子メールアドレス shimin-seikatsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市中央斎場・福山市西部斎場・福山市神辺斎場指定管理者募集要項

○申請様式

指定管理者指定申請書（様式１）

事業計画書（様式２）

収支予算書（様式３－１）

収支予算内訳書（様式３－２）

指定管理者公募参加表明書兼誓約書（様式４）

○添付資料

資料１ 福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

資料２ 福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規則

資料３ 福山市斎場条例

資料４ 福山市斎場条例施行規則